

「高松産ごじまん品」PR活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域農産物ブランド「高松産ごじまん品」の普及啓発に関する事業を行う市民活動団体等に対し、情報提供、助言、指導等の支援を行うとともに、予算の範囲内で当該事業に要する経費を助成することにより、市民への「高松産ごじまん品」の一層の定着を図り、もって地産地消を促進することを目的とする。

(対象事業)

第2条 支援対象事業は、高松市農産物ごじまん品推進協議会(以下「協議会」という。)が認定する「ごじまんサポーター」である別表第1に掲げる実施主体(以下「実施主体」という。)が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 高松市内における活動で、高松市民の利益に資するものであること。
- (2) 「高松産ごじまん品」の普及啓発活動であること。
- (3) 営利を目的としないものであること。
- (4) 政治活動または宗教活動でないこと。
- (5) 施設を利用する場合にあっては、当該施設管理者の承諾を得た活動であること。
- (6) 食品を扱う活動にあっては、食品衛生法その他法令を遵守した活動であること。
- (7) その他協議会長が必要であると認める事業

(支援の内容)

第3条 協議会長は、実施主体が行う事業内容を審査し、適当と認められるときは、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 活動に関する事務(広報、参加者の取りまとめ、通知等)
- (2) 情報の提供(使用する施設の斡旋、仲介等)
- (3) 活動に対する助言、指導

2 協議会長は、実施主体に対し、別表第2に掲げる経費に相当する額の補助金を交付することができる。ただし、その補助金の上限額は、協議会長が別に定める。

3 前項の補助金の交付手続等については、高松市補助金等交付規則(昭和54年3月31日規則第12号)第3条から第5条および第7条から第12条の規定を準用する。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

実施主体	1 地域住民団体
	2 ボランティア団体
	3 NPO法人
	4 企業
	5 その他市民活動団体で協議会長が認める団体

別表第2(第3条関係)

対象経費	1 資材購入・賃借費 活動に必要な資材の購入および賃借に要する経費
	2 報償費 講師等依頼に要する経費
	3 施設利用料 活動で利用する施設の利用料等
	4 役務費 ボランティア保険料，ゴミ処理手数料等
	5 その他協議会長が必要であると認める経費